

キャッシュレス決済業務契約書(案)

- 1 業務名 令和7年度岡山市公立園集金キャッシュレス決済業務
- 2 履行場所 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育部幼保運営課 他78か所
【別紙1】
- 3 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで
なお、キャッシュレス決済サービスの実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、契約日から令和7年3月31日までは準備期間とする。
- 4 予定数量 集金総額 , , 円以内
- 5 予定総金額 , ,
(手数料) (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 , , 円) 以内

手数料 (月額料金単価及び決済手数料率)

項目	単価・料率	予定数量	備考
月額料金	@	園	12月分
決済手数料		集金総額 , , 円以内	集金数量に対するキャッシュレス決済手数料率

- 6 契約保証金
この契約に係る契約保証の種類は、次のうち●●●の納付とする。
契約保証の種類
①契約保証金の納付 ②有価証券の提供
③銀行等の金融機関の保証 ④履行保証保険による保証

- 7 契約保証人 免除
- 8 手数料の支払方法 数量確定後 毎月払
- 9 決済手数料の計算方法

1月毎の集金数量が確定した段階において、月ごとの確定数量に手数料率を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

上記のキャッシュレス決済業務(以下「業務」という。)について、岡山市(以下「甲」という。)と株式会社●●●●(以下「乙」という。)とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により、契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行する。

(契約の目的) 第1条 本契約は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、仕様書に添付された文書及び提案書並びにその他の書類	で明記したすべての内容(以下「仕様書等」という。)に基づき、乙が運営するSaaSサービス(以下「本サービス」という)の提供を行うにあたり、その基本的条件を定めるも
--	---

のである。

(仕様書の位置づけ)

第2条 乙が、本サービス提供をするに当たっての詳細な条件は、仕様書等において定められるものとする。

(本サービス提供事業者の約款等)

第3条 乙が提供する本サービスの利用者に対する約款、特約条項その他一切の規程(以下「約款等」という。)は、本契約と矛盾する場合、本契約が優先する。

(契約の保証)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げる保証のうちいずれか一の保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、予定総金額の100分の10以上としなければならない。

3 乙が第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第29条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 予定総金額に1割を超える増減額変更があった場合には、保証の額が変更後の予定総金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができる。乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(契約保証金の返還)

第5条 甲は、契約履行の完了確認後又は第22条、第24条第1項第6号、同項第8号、同項第11号、第25条の2若しくは第26条の規定により契約が解除された場合に契約保証金を返還するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第6条 甲及び乙は、事前に相手方による書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならないものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 乙は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(一部委任又は下請負の通知)

第8条 乙は、業務の一部を委任し、又は下請負するときは、相手方の名称その他甲が必要と認める事項をあらかじめ甲に対して通知し承認を得なければならない。

2 乙は本業務を第三者に委任する場合、第三者に本業務と同等の義務を負わせるものとし、また、第三者の行為は乙の行為とみなす。

(指名停止期間中の者等の下請負等の禁止)

第8条の2 乙は、業務の全部又は一部を甲から指名停

止を受けている者又は指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で当該指名停止期間が満了していない者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(工程表)

第9条 乙は、仕様書等に基づいて速やかに工程表を作成し、業務に着手すべき時期までに甲に提出しなければならない。

(業務の着手)

第10条 乙は、仕様書等に定めのある場合を除くほか、特別の事情がない限り契約締結日後速やかに業務に着手し、継続して以後の作業を行わなければならない。

2 乙は、業務に着手したときは、所定の様式による着手届を甲に提出しなければならない。

(監督)

第11条 甲は、業務の施行について、乙又は次条に基づく業務責任者を指示し、又は監督するものとする。

2 甲は、前項に規定する指示又は監督を関係職員(以下「監督員」という。)に行わせることができる。

3 監督員は、業務の的確な履行を確保するため、岡山市契約規則(平成元年市規則第63号)の規定により処理すべきもののほか、契約書及び仕様書等で定められた事項の範囲内において、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 契約の履行についての乙又は業務責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) 仕様書等に基づく業務の施行のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

(3) 仕様書等に基づく工程の管理、立会い、業務の施行の状況の把握及び点検又は手数料(月額料金・決済手数料)の検査

(4) その他業務の施行上必要な事項

4 甲は、第2項の規定により監督員をおいたときは、当該監督員の職名及び氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

(業務責任者)

第12条 乙は、業務責任者を定め、その氏名等必要な事項を甲に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、また同様とする。

2 業務責任者は、契約の履行に関し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく乙の一切の権限(手数料の変更又は契約の変更、手数料の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。)を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(手数料の変更)

第13条 契約締結後において物価、賃金等の変動を理由として、手数料(月額料金、決済手数料)の変更をすることはできない。ただし、経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情により物価及び賃金に著しい変動を生じ、手数料が著しく不相当となったときは、その実情に応じて、甲は、乙と協議の上、手数料を変更することができる。

(契約の変更)

第14条 この契約を変更するときは、変更契約書を作成の上、甲乙双方記名押印しなければならない。ただし、契約変更の内容が軽微なもので、その必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(仕様書等の疑義)

第15条 仕様書等と本契約において同一の事項について別の定めがある場合であっても双方が効力を有する

ものとする。ただし、明らかな矛盾がある場合は、仕様書等が優先するものとする。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める疑義の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(仕様書等の変更)

第16条 乙は、甲に対し、新規機能の追加などにより仕様書を変更する場合、文書または電子メール等の方法にて甲に通知することにより、仕様書を変更することができるものとする。ただし、通知する際には、乙は一定の予告期間をもって甲へ通知するものとする。

なお、この場合には、甲の利用条件その他契約書の内容について、当該予告期間の満了をもって変更後の仕様書を適用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本契約の各条項及び別紙の内容に係る変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議のうえ、別途、書面にもとづく合意によってのみ行うことができるものとする。

(一般的損害)

第17条 この契約の完了前に生じた損害その他契約の履行に関して生じた損害(次条又は第19条第1項に規定する損害を除く。)は、甲の責めに帰する場合を除き、すべて乙が負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 乙は、この契約の履行に関して第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責めに帰する場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(天災等による損害)

第19条 天災その他不可抗力により、本サービスの既済部分等に損害を生じたときは、甲は、乙と協議してその損害額の一部を負担することができる。ただし、乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、火災保険その他損害を補てんするものがあるときは、これらの額を損害額から控除したものを同項の損害額とする。

(本サービスの一時的な提供停止)

第20条 乙は、仕様書に定める内容にかかわらず、次の各号の場合には本サービスの提供の全部または一部を停止することができるものとする。

(1) 戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致死的な伝染病の流行を含む天災地変(以下「天災地変」という)その他の不可抗力、第三者による加害行為(サイバーテロなど)によりサービスの提供が不能となったとき

(2) データセンターの保守・工事その他のやむを得ない事由があるとき

(3) 通信回線の役務を提供する電気通信事業者(乙を除く)が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき

2 前項の場合、乙は、その事由の発生後直ちに本サービスが停止される時期及びその期間を甲に対して通知するものとする。

3 乙は、甲につき次の各号の事由が生じたときは、本サー

ビスの提供を停止できるものとする。

(1) 甲が手数料の支払いを遅滞したとき

(2) 甲が本契約の各条項に違背したとき

(3) 前2号のほか、甲の責に帰すべき事由により乙の業務に著しい支障を来し、またはそのおそれがあるとき

4 前項の場合、乙は、甲に対して、事前にサービスの提供を停止する日、その期間及び停止する理由を通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由による場合は事後の通知をもって足りるものとする。

(契約期間等)

第21条 本サービスの契約期間は、本契約に定めるとおりであり、自動更新を行わないものとする。

(甲の任意解除権)

第22条 前条の規定にかかわらず、甲は解約希望日の3ヶ月前までに乙所定の方法で乙に通知を行うことにより、解約希望日をもって本契約の全部若しくは一部を解除することができるものとする。

(甲の催告による解除権)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 業務期間内に契約の履行をしないとき、又はその履行の見込みがないとき。

(2) 契約の履行に当たり甲の担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、法令、岡山市契約規則又はこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(7) 第25条の2、第26条の規定によらないでこの

契約の解除を申し出たとき。

(8) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。）であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に届け出なかったとき。

(9) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。

(10) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

(11) 甲から岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

(乙の任意解除権)

第25条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止し、廃止日をもって本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(1) 廃止日の3ヶ月前までに甲に通知した場合

(2) 本サービス用設備に供される機器またはソフトウェアについて、当該機器またはソフトウェアの供給元から保守サービスを受けることができなくなった場合

(乙の催告による解除権)

第25条の2 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただ

し、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 申請などに虚偽または過誤がある場合

(2) 甲が本契約に違反した場合

(3) 甲が支払期日をすぎても手数料を支払わない場合

(乙の催告によらない解除権)

第26条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の内容を変更したため、予定総金額が3分の1以下に減少したとき。

(2) 契約の履行の中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。

(3) 甲が本サービス用設備などに支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行った場合

(4) その他本契約を履行することが困難となった場合

(契約解除等の通知)

第27条 契約の解除等の通知をするときは、書面により遅滞なく行わなければならない。

(契約解除に伴う措置)

第28条 甲は、本契約の解除があった時点において未払いの手数料がある場合には、乙が定める期日までに乙の定める方法により支払うものとする。ただし、違約金等を徴収するときは、支払金はこれと差し引き清算することができる。

2 乙は、本契約の解除があった時点において、未払いの利用者から受領した代金がある場合には、甲が定める期日までに甲の定める方法により支払うものとする。

3 第1項及び前項に規定する措置の期限、方法等については、契約の解除が第23条、第24条又は次条第3項の規定によるときは甲が定め、第25条の2、第26条の規定によるときは甲及び乙が協議して定めるものとする。

(甲の損害賠償等)

第29条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 第23条又は第24条の規定により、この契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、予定総金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が違約金を徴収する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 第23条又は第24条（第11号を除く。）の規定により業務完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の

規定により選任された管財人

- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 甲は、第2項の規定により支払われた金額が契約解除により甲に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を乙から徴収することができる。
- 6 第2項の場合（第24条第6号及び第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- （乙の損害賠償請求等）
- 第30条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第25条の2又は第26条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- （業務の完了）
- 第31条 乙は、1月毎の集金業務が完了したときは、速やかに所定の様式の完了通知書を、甲の指示する場所において、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により完了通知書の提出を受けたときは、監督員に業務の完了を確認させ、速やかに検査の手続をとるものとする。
- （検査）
- 第32条 甲は、完了通知書を受領した日から起算して10日以内に検査をしなければならない。
- 2 甲は、あらかじめ仕様書等に検査を行うことを定めた場合において必要があると認めるときは、中間検査をすることができる。
- 3 甲は、前2項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、随時に検査をすることができる。
- （検査の委任）
- 第33条 甲は、前条の検査を委任する職員（以下「検査員」という。）に行わせることができる。ただし、必要があると認めるときは、検査員以外の者に検査を委嘱することができる。
- （検査の方法）
- 第34条 検査員は、あらかじめ検査の日時を乙に通知し、乙又は業務責任者（以下本条において「乙等」という。）の立会いの上、検査を行うものとする。ただし、乙等の立会いが得られないときは、乙等の立会いなしで検査を行うことができるものとする。
- 2 前項の検査は、契約書、仕様書等その他の関係書類と対比してその結果を公正に判定しなければならない。
- （手数料の支払）
- 第35条 乙は、第32条第1項の検査に合格したときは、手数料の支払を甲に請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に手数料を支払わなければ

ならない。

- 3 甲が本サービスの手数料の支払いを怠った場合は、甲は、手数料に対して支払期日から支払日まで年2.5パーセントの割合による遅延利息を付加して支払うものとする。
- 4 甲は、本契約にもとづく手数料その他の支払いにあたり、消費税法及び地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税等相当額をあわせて乙に支払うものとする。なお、振込手数料は甲が負担するものとする。
- （代金の振込）
- 第36条 乙は本サービスにより利用者から受領した代金を決済手数料の相殺は行わず金融機関口座に振込送金する方法により代金決済を行うものとする。
- 2 乙が受領した代金の送金を怠った場合には、未送金額に応じ、振込期日から振込日まで年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を付加して支払うものとする。
- 3 乙は、受領した代金を振り込むにあたり、振込手数料は乙が負担するものとする。
- （談合その他の不正行為の場合における賠償金）
- 第37条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し、この契約による予定総金額の100分の20に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。
- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、乙の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。
- 3 乙が第1項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。
- 4 第1項の規定に該当する場合においては、甲は契約を解除することができる。
- （紛争の解決）

第38条 甲及び乙は、契約に関し、双方の間に紛争が生じたときは、第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。ただし、甲及び乙の一方又は双方があっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、この限りでない。

2 甲及び乙は、特別に定めたものを除き、紛争の処理に要する費用を各自負担する。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第39条 乙は、業務の履行に当たり、岡山市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第40条 乙は、本サービスの提供に関連して知った甲の保有する住民などの個人情報(「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に規定する情報をいうものとし、以下「個人情報」という)を他に開示、公表及び配布をせず、乙自身もその個人情報を利用しないものとする。

ただし、法令にもとづき開示が要求された場合についてはこの限りではないものとする。

2 乙は、前項の個人情報を善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏えい防止のための合理的かつ必要な方策を講じるものとする。

3 乙は、本契約が終了したとき、甲の要求があったと

き、または本サービス提供のために必要がなくなったときは、甲の指示に応じ、第1項の個人情報を記録した媒体及びその複製物を返還または破棄する。開示が電子文書または電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法に関しては甲乙が協議の上決定する。

4 乙は、受託情報を保護するため、甲と個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

(秘密の保持)

第41条 乙は、この契約履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(合意管轄)

第42条 甲及び乙は、本契約における一切の紛争(調停による裁判手続きを含む)は、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審専属的合意管轄とすることに合意する。

(補則)

第43条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長

印

乙 住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

